

茨木市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1 茨木市における男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を、総合的に企画し、円滑かつ効果的に推進するため、茨木市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画を推進するための重要事項に係る協議・調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画施策推進に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は市民文化部担当副市長をもって充てる。

(本部長)

第4 本部長は、推進本部の事務を掌理し、これを代表する。

2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第6 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、市民文化部長の職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、幹事長及び別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、これらの職以外の職にある関係職員を幹事とすることができる。

4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、これを主宰する。

5 幹事長に事故あるときは、人権・男女共生課長が、その職務を代理する。

6 幹事長は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係職員に対し資料の提出、説明等を求めることができる。

7 幹事長は、幹事会で検討した事項を必要に応じて、本部長に報告するものとする。

(男女共同参画担当部会)

第7 幹事会に、男女共同参画担当部会（以下「担当部会」という。）を置く。

2 担当部会に部会長を置き、人権・男女共生課長の職にある者をもって充てる。

3 担当部会は、部会長及び別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、これらの職以外の職にある関係職員を担当部員とす

ることができる。

- 4 担当部会は、必要に応じて部会長が招集し、これを主宰する。
- 5 部会長に事故あるときは、人権・男女共生課男女共生係長がその職務を代理する。
- 6 担当部会は、幹事長が指示した事項について検討する。
- 7 部会長は、担当部会で検討した事項を必要に応じて、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8 推進本部、幹事会及び担当部会の庶務は、市民文化部において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 茨木市女性問題推進委員会設置要綱（平成3年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成26年8月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

市長 副市長 水道事業管理者 教育長 市理事 議会議務局長 総務部長 危機管理監 企画財政部長 市民文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども 育成部長 産業環境部長 都市整備部長 建設部長 会計管理者 消防長 水 道部長 教育委員会教育総務部長 同学校教育部長 部に理事を置くときは当 該部の理事
--

別表第2（第6関係）

総務課長 危機管理課長 人事課長 政策企画課長 まち魅力発信課長 市民 協働推進課長 市民生活相談課長 文化振興課長 人権・男女共生課長 地域 福祉課長 障害福祉課長 福祉総合相談課長 健康づくり課長 こども政策課 長 子育て支援課長 保育幼稚園総務課長 商工労政課長 都市政策課長 建 設管理課長 議会議務局総務課長 消防本部総務課長 水道部総務課長 教育 委員会教育政策課長 同社会教育振興課長 同学校教育推進課長
--

別表第3（第7関係）

危機管理課防災政策係長 人事課研修係長 まち魅力発信課広報係長 市民協
働推進課市民活動係長 文化振興課生涯学習係長 人権・男女共生課男女共生
係長 男女共生センター所長代理 地域福祉課政策係長 障害福祉課計画推進
係長 福祉総合相談課推進係長 健康づくり課健康企画係長 こども政策課政
策係長 子育て支援課育成係長 保育幼稚園総務課管理係長 商工労政課労働
福祉係長 教育委員会社会教育振興課社会教育係長